

母子父子寡婦福祉資金貸付制度のご案内

20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないお母さん、お父さん及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金をはじめとした12種類からなる資金を貸し付けしています。ぜひご利用ください。

<対象者>

貸付の対象者は、宇都宮市にお住まいで20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方及び40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことがない独身の方は含まれません）です。ただし、寡婦の方と40歳以上の配偶者のない女子で、現に児童を扶養していない方の場合、特別な事情がないときは前年（1～5月申請の場合は前々年）の所得が所得制限を下回る場合に限り貸付の対象となります。

<貸付の相談及び申し込み方法>

宇都宮市役所子ども政策課窓口でのご相談となります。

相談をする場合は、予約制となっていますので、事前に子ども政策課へご連絡ください。

※相談には、時間がかかりますので、資金が必要な時期を考えて、お早めにご相談ください。

<相談から貸付までの流れ>

相談 電話により、母子・父子自立支援員との相談日時を決めます。（予約制）
（連絡先 子ども政策課 自立支援グループ 電話番号:028-632-2389）



面談 母子・父子自立支援員による面談
（内容：家庭の状況や経済的な状況等、実生活に係わる聞き取り等を行います。）



※事業開始資金及び事業継続資金については、中小企業診断士の起業診断を受けていただきます。

申請 相談の結果、貸付申請を行い、審査会で審査します。



貸付 審査会で貸付決定後、借用書の締結を経て、約1か月後に貸付金を交付します。
※審査会は通常月2回開催

※申請の理由が制度の趣旨に合わない、又は、償還能力がないと判断された場合は、申請を却下することがあります。

- ・申請から貸付までに概ね30日～40日の期間を要します。
- ・事業開始資金及び事業継続資金については、中小企業診断士に、事業の計画性の有無、事業の成否等についてアドバイス等を受けていただき、その結果も添えて申請となります。

※中小企業診断士については、母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

お問い合わせ

宇都宮市子ども部子ども政策課 自立支援グループ（市役所2階D-11番窓口）

電話番号:028-632-2389 ファックス:028-638-8941

＼今こそ元気を！／

住めば
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

<よくある質問>

「母子家庭の母」及び「父子家庭の父」とは？

- ・ 配偶者のない女子又は男子で、児童（２０歳未満のお子さん）を扶養している方

「配偶者のない女子」及び「配偶者のない男子」とは？

- ・ 配偶者と死別した女性又は男性で、現に婚姻していない方
- ・ 配偶者と離婚した女性又は男性で、現に婚姻していない方
- ・ 配偶者の生死が明らかでない女性又は男性
- ・ 配偶者から遺棄されている女性又は男性
- ・ 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない女性又は男性
- ・ 配偶者が精神または身体の障害により長期間働けない女性又は男性
- ・ 配偶者が法令により長期間拘禁されているため扶養を受けられない女性又は男性
- ・ 婚姻によらないで母となった女性又は婚姻によらないで父となった男性で現に婚姻していない方



「寡婦」とは？

- ・ 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として２０歳未満の児童を扶養していたことのある方

「母子・父子自立支援員」とは？

- ・ ひとり親家庭に対して、自立に必要な相談や支援を行うことを職務としています。
- ・ 主な相談内容は、本資金の貸付相談以外にも、自立に向けた就労支援や相談支援があります。
- ・ 母子・父子自立支援員では解決が困難な相談の場合、他の専門職と協力しながら必要な支援をおこないます。

「連帯保証人」は立てないと借りることはできませんか？

連帯保証人を立てなくても貸付できますが、生活状況や償還時の見込みなど、相談状況によって保証人を立てていただく必要もございます。貸付金の種類によっては、償還に際して年１％の利子が課されます。（貸付金一覧参照）
また、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金については、原則として保証人２人を立てる必要があります。

「連帯保証人」の資格要件は？

- ・ 一定の職業を有する者（未成年等でない）又は債務弁済の資力を有すること
- ・ 市税及び市の行政サービスにかかる使用料を滞納していないこと
- ・ 債務整理を行ったことがないこと又は債務整理を行った後相当期間、債務がないこと
- ・ 市内に住所を有していること又は市外に住所を有するが市及び貸付申請者が常に住所を特定できる及び連絡することが可能であること

「連帯借受人」とは？

修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金につきましては、就学、修業、入学、就職する児童(子)は、連帯借受人として、借受人（母又は父又は寡婦等）と連帯して債務を負担することになります。（父母のいない児童が借受人になる場合を除きます。）

「貸付金の交付」は？

貸付が決定したら、借用書を提出いただきます。

借用書提出後、おおむね１か月後に交付します。（指定口座へ入金）

通常は、一括交付ですが、下記のとおり、資金の種類によっては分割して交付するものがあります。

・ 高等学校に関する修学資金及び生活資金の支払いは、４，７，１０，１月の各月の１０日前後に、あらかじめ３か月分をまとめて交付します。その他の継続して貸し付ける資金については、４，１０月の各月の１０日前後にあらかじめ６か月分をまとめて交付します。

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

令和7年4月1日現在

貸付金の種類	貸付の内容および主な条件	貸付金の限度額	償還期間	利子
			据置期間	
事業開始資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子・父子福祉団体が、事業等を開始するのに必要な設備費、計器、材料費のための資金	個人 3,580,000 円 団体 5,370,000 円	7年以内	①
	【主な条件】 当該事業の必要経費総額の概ね50%以上の自己資金が必要です。 また、申請前に中小企業診断士による起業診断が必要です。 母子・父子自立支援員にお問い合わせください。 原則として保証人2人を立てる必要があります。		貸付日から1年	
事業継続資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子・父子福祉団体が、事業を継続又は拡張するために、商品、材料等をあらたに購入する等の運転資金	個人 1,790,000 円 団体 1,790,000 円	7年以内	①
	【主な条件】 事業等で生じた借金の返済に充てることはできません。 また、申請前に中小企業診断士による起業診断が必要です。 母子・父子自立支援員にお問い合わせください。 原則として保証人2人を立てる必要があります。		貸付日から6ヶ月	
修学資金	【内容】 母子家庭の児童、父子家庭の児童又は寡婦の子を高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程、一般家庭）、短期大学、大学及び大学院に就学させるのに直接必要な授業料、書籍代、通学費等の資金	別紙のとおり	10年以内	②
	【主な条件】 児童（子）が連帯借受人となります。 なお、日本学生支援機構等の他の資金と重複して貸付を受けることは原則できません。 ただし、就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては貸付が受けられます。		修学終了後6ヶ月	
技能習得資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の方が知識技能を習得するために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68,000 円 ※入学金・前納制学費が月額を超える場合の特別貸付 816,000 円 ※自動車運転免許習得の場合の特別貸付 460,000 円	10年以内	①
	【主な条件】 習得期間が5年を超えない範囲で貸付が受けられます。		技能習得後1年以内	
修業資金	【内容】 母子家庭の児童、父子家庭の児童又は寡婦の子が知識技能を習得するために必要な授業料、材料費等の資金	月額 68,000 円 ※自動車運転免許習得の場合の特別貸付 460,000 円	6年以内	②
	【主な条件】 児童（子）が連帯借受人となります。習得期間が3年を超えない範囲で貸付が受けられます。		知識技能習得後1年以内	
就職支度資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父、母子家庭の児童、父子家庭の児童又は寡婦の就職に直接必要な被服、履物等のための資金	110,000 円 ※通勤用自動車購入の場合の特別貸付 340,000 円	6年以内	① ※児童に係る貸付については児童が連帯借受人となり無利子
	【主な条件】 通勤用自動車の購入は、就労形態や居住地における公共交通機関の事情から必要と認められる場合は、貸付が受けられます。		貸付日から1年	

※修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金は、父母のない児童も借受人として申請することができます。

※利子・・・①保証人有＝無利子、保証人無＝年1.0% ②無利子

(①の場合は、「無利子で保証人有り」か「有利子（年1.0%）の保証人無し」を選択できます。)

貸付金の種類	貸付の内容および主な条件	貸付金の限度額	償還期間	利子
			据置期間	
医療介護資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父、母子家庭の児童、父子家庭の児童又は寡婦が医療又は介護を受けるための必要な資金	医療 340,000 円 介護 500,000 円	5 年以内	①
	【主な条件】 医療や介護を受ける期間が 1 年以内の場合で、概算医療費が記載された診断書等、介護サービス費が記載された書類等が必要です。	特別 480,000 円	医療又は介護終了後 6 ヶ月	
生活資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が知識技能を習得している間や疾病等の療養期間の間、配偶者のない女子又は男子となつて間もない期間や失業期間中の生活維持のための資金 ①知識技能習得時 ②医療介護時 ③生活安定時（配偶者のない女子又は男子） ④生活安定時（失業） ⑤家計急変時	①月額 141,000 円 ②月額 114,000 円 ※生計中心者でない場合 76,000 円 ③月額 114,000 円 ※養育費の取得のための裁判費用は1,368,000円（一括貸付） ※生計中心者でない場合 76,000 円 ④月額 114,000 円 ※生計中心者でない場合 76,000 円 ⑤児童扶養手当（全部支給の額）に準拠した額	① 10 年以内 ② 5 年以内 ③ 8 年以内 ④ 5 年以内 ⑤ 10 年以内	①
	【主な条件】 ③は配偶者のない女子又は男子となつて 7 年未満に限りです。（総額 2,736,000 円まで貸付） ④は失業してから 1 年を超えない範囲で貸付が受けられます。 ⑤は母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した方が対象です。		貸付期間終了後 6 ヶ月	
住宅資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の住宅の建設、購入、補修、保全、増改築のための資金	1,500,000 円 ※災害時の特別貸付 2,000,000 円	6 年以内	①
	【主な条件】 自ら居住するための自ら所有する住宅です。 所要総額の概ね 20% 以上の自己資金が必要です。 原則として保証人 2 人を立てる必要があります。		貸付日から 6 ヶ月	
転宅資金	【内容】 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦の賃貸契約による敷金、前家賃などの一時金及び引越に要する運送代など、住居の移転に際し必要な資金	260,000 円	3 年以内	①
	【主な条件】 市外転出の場合は、転出先の福祉事務所に申請のため、事前にご連絡ください。		貸付日から 6 ヶ月	
就学支度資金	【内容】 母子家庭の児童、父子家庭の児童又は寡婦の子の入学準備のための資金	別表のとおり	5 年以内	②
	【主な条件】 児童（子）が連帯借受人となります。 修学資金と併せて貸付が受けられます。		修学終了後 6 ヶ月	
結婚資金	【内容】 母子家庭の児童、父子家庭の児童又は寡婦の子の婚姻に際し必要とする挙式披露宴等のための経費、家具什器等の購入資金	330,000 円	5 年以内	①
	【主な条件】 扶養している児童（子）が婚姻の場合になります。		貸付日から 6 ヶ月	

※修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金は、父母のない児童も借受人として申請することができます。

※利子・・・①保証人有＝無利子、保証人無＝年 1.0% ②無利子

（①の場合は、「無利子で保証人有り」か「有利子（年 1.0%）の保証人無し」を選択できます。）

修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(別紙)

(令和7年4月1日から適用)

単位:円

学 校 種 別			学 年 別		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	
高 等 学 校	国 公 立	自 宅 通 学	27,000	27,000	27,000					
		自 宅 外 通 学	34,500	34,500	34,500					
	専 修 学 校 (高 等 課 程)	私 立	自 宅 通 学	45,000	45,000					45,000
			自 宅 外 通 学	52,500	52,500					52,500
高 等 専 門 学 校	国 公 立	自 宅 通 学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500			
		自 宅 外 通 学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500			
		私 立	自 宅 通 学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500		
			自 宅 外 通 学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000		
専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	自 宅 通 学	67,500	67,500	67,500	67,500				
		自 宅 外 通 学	78,000	78,000	78,000	78,000				
		私 立	自 宅 通 学	89,000	89,000	89,000		89,000		
			自 宅 外 通 学	126,500	126,500	126,500		126,500		
短 期 大 学	国 公 立	自 宅 通 学	67,500	67,500						
		自 宅 外 通 学	96,500	96,500						
		私 立	自 宅 通 学	93,500					93,500	
			自 宅 外 通 学	131,000					131,000	
大 学	国 公 立	自 宅 通 学	71,000	71,000	71,000	71,000				
		自 宅 外 通 学	108,500	108,500	108,500	108,500				
		私 立	自 宅 通 学	108,500	108,500	108,500		108,500		
			自 宅 外 通 学	146,000	146,000	146,000		146,000		
大 学 院	修士課程		132,000	132,000						
	博士課程		183,000	183,000					183,000	
専 修 学 校 (一 般 課 程)			54,000	54,000						

ただし、前年所得が682万円(年収目安900万円)以下の者に対する限度額

就学支度資金貸付限度額

学 校 種 別	区 分		限 度 額
小 学 校	所得税非課税及び同程度に限る		64,300
中 学 校			81,000
高 等 学 校	国 公 立	自 宅 通 学	150,000
専 修 学 校 (高 等 課 程)		自 宅 外 通 学	160,000
専 修 学 校 (一 般 課 程)	私 立	自 宅 通 学	410,000
高 等 学 校		自 宅 外 通 学	420,000
大 短 期 大 学 学 院 (修 士 課 程 , 博 士 課 程) 高 等 専 門 学 校 専 修 学 校 (専 門 課 程)	国 公 立	自 宅 通 学	420,000
		自 宅 外 通 学	430,000
	私 立	自 宅 通 学	580,000
		自 宅 外 通 学	590,000
修 業 施 設	中 卒 者	自 宅 通 学	150,000
		自 宅 外 通 学	160,000
	高 卒 者	自 宅 通 学	272,000
		自 宅 外 通 学	282,000

